

介護予防・日常生活支援総合事業費
単位数サービスコード表
(令和8年6月施行版)

令和8年6月

- A3 訪問型サービス(独自／定率)サービスコード表(1割負担)
- A3 訪問型サービス(独自／定率)サービスコード表(2割負担)
- A3 訪問型サービス(独自／定率)サービスコード表(3割負担)
- A7 通所型サービス(独自／定率)サービスコード表(1割負担)
- A7 通所型サービス(独自／定率)サービスコード表(2割負担)
- A7 通所型サービス(独自／定率)サービスコード表(3割負担)
- AF 介護予防ケアマネジメント

桜井市 高齢福祉課

3 訪問型サービス(独自/定率)サービスコード表(1割負担)

●包括報酬型サービスコード

令和7年4月施行版)		サービス名称	算定項目	合成 単位 数	給付 率	算定 単位	
種類	項目						
A3	包 括	2001 包括報酬型サービスⅠ	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	※予防型身体ヘルプのみまたは生活援助ヘルプとの組合せで、上限額を超えた場合		1,176 90%	1月につき
A3		2002 包括報酬型サービスⅠ・同一建物	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	※予防型身体ヘルプのみまたは生活援助ヘルプとの組合せで、上限額を超えた場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	× 90% 1,058 90%	
A3		1001 高齢者虐待防止措置未実施減算	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	<2001～2002と算定>		-12 90%	
A3		1002 業務継続計画未策定減算	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	<2001～2002と算定>		-12 90%	
A3		2003 包括報酬型サービスⅡ	事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)	※予防型身体ヘルプのみまたは生活援助ヘルプとの組合せで、上限額を超えた場合		2,349 90%	
A3		2004 包括報酬型サービスⅡ・同一建物	事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)	※予防型身体ヘルプのみまたは生活援助ヘルプとの組合せで、上限額を超えた場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	× 90% 2,114 90%	
A3		1004 高齢者虐待防止措置未実施減算	事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)	<2003～2004と算定>		-23 90%	
A3		1005 業務継続計画未策定減算	事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)	<2003～2004と算定>		-23 90%	
A3		2005 包括報酬型サービスⅢ	要支援2 (週3回程度)	※予防型身体ヘルプのみまたは生活援助ヘルプとの組合せで、上限額を超えた場合		3,727 90%	
A3		2006 包括報酬型サービスⅢ・同一建物	要支援2 (週3回程度)	※予防型身体ヘルプのみまたは生活援助ヘルプとの組合せで、上限額を超えた場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	× 90% 3,354 90%	
A3		1007 高齢者虐待防止措置未実施減算	要支援2 (週3回程度)	<2005～2006と算定>		-37 90%	
A3		1008 業務継続計画未策定減算	要支援2 (週3回程度)	<2005～2006と算定>		-37 90%	

●予防型身体ヘルプサービス単独コード

A3	回数	2011	予防型身体ヘルプサービスⅠ	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	※1月の中で全部で4回まで算定可			287	90%	1回につき	
A3		2012	予防型身体ヘルプサービスⅠ・同一建物	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	※1月の中で全部で4回まで算定可	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	×	90%	258		90%
A3		2013	予防型身体ヘルプサービスⅡ	事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)	※1月の中で全部で5回から8回まで算定可			287	90%		
A3		2014	予防型身体ヘルプサービスⅡ・同一建物	事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)	※1月の中で全部で5回から8回まで算定可	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	×	90%	258		90%
A3		2015	予防型身体ヘルプサービスⅢ	要支援2 (週3回程度)	※1月の中で全部で9回から12回まで算定可			287	90%		
A3		2016	予防型身体ヘルプサービスⅢ・同一建物	要支援2 (週3回程度)	※1月の中で全部で9回から12回まで算定可	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	×	90%	258		90%
A3		1011	高齢者虐待防止措置未実施減算	事業対象者・要支援1・2	<2011～2016と算定>			-3	90%		
A3		1019	業務継続計画未策定減算	事業対象者・要支援1・2	<2011～2016と算定>			-3	90%		

●生活援助ヘルプサービス単独コード

A3	回数	2021	生活援助ヘルプサービスⅠ	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	※1月の中で全部で5回まで算定可				220	90%	1回につき
A3		2022	生活援助ヘルプサービスⅠ・同一建物	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	※1月の中で全部で5回まで算定可	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	×	90%	198	90%	
A3		2023	生活援助ヘルプサービスⅡ	事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)	※1月の中で全部で10回まで算定可				220	90%	
A3		2024	生活援助ヘルプサービスⅡ・同一建物	事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)	※1月の中で全部で10回まで算定可	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	×	90%	198	90%	
A3		2025	生活援助ヘルプサービスⅢ	要支援2 (週3回程度)	※1月の中で全部で15回まで算定可				220	90%	
A3		2026	生活援助ヘルプサービスⅢ・同一建物	要支援2 (週3回程度)	※1月の中で全部で15回まで算定可	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	×	90%	198	90%	
A3		1021	高齢者虐待防止措置未実施減算	事業対象者・要支援1・2	<2021～2026と算定>				-2	90%	
A3		1029	業務継続計画未策定減算	事業対象者・要支援1・2	<2021～2026と算定>				-2	90%	

●加算用サービスコード1(共通)

A3	2031	訪問型サービス初回加算			200	90%	1月につき
A3	2032	訪問型サービス生活機能向上連携加算(Ⅰ)			100	90%	
A3	2033	訪問型サービス生活機能向上連携加算(Ⅱ)			200	90%	
A3	2034	訪問型サービス口腔連携強化加算	※1月に1回のみ算定可		50	90%	1回につき

●加算用サービスコード2(包括報酬型用)

A3	包括回数	2041	包括報酬型サービス 介護職員等処遇改善加算Ⅰイ	※週2回相当の場合は2回分、週3回相当の場合は3回分算定	〈2001～2006と算定〉	335	90%	1月につき
A3		2042	包括報酬型サービス 介護職員等処遇改善加算Ⅰロ	※週2回相当の場合は2回分、週3回相当の場合は3回分算定	〈2001～2006と算定〉	357	90%	
A3		2043	包括報酬型サービス 介護職員等処遇改善加算Ⅱイ	※週2回相当の場合は2回分、週3回相当の場合は3回分算定	〈2001～2006と算定〉	309	90%	
A3		2044	包括報酬型サービス 介護職員等処遇改善加算Ⅱロ	※週2回相当の場合は2回分、週3回相当の場合は3回分算定	〈2001～2006と算定〉	330	90%	
A3		2045	包括報酬型サービス 介護職員等処遇改善加算Ⅲ	※週2回相当の場合は2回分、週3回相当の場合は3回分算定	〈2001～2006と算定〉	257	90%	
A3		2046	包括報酬型サービス 介護職員等処遇改善加算Ⅳ	※週2回相当の場合は2回分、週3回相当の場合は3回分算定	〈2001～2006と算定〉	211	90%	

●加算用サービスコード3(予防型身体ヘルプサービス用)

A3	回数	2061	予防型身体ヘルプサービス 介護職員等処遇改善加算Ⅰイ	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで、週3回相当は12回まで	〈2011～2016と算定〉	77	90%	1回につき
A3		2062	予防型身体ヘルプサービス 介護職員等処遇改善加算Ⅰロ	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで、週3回相当は12回まで	〈2011～2016と算定〉	82	90%	
A3		2063	予防型身体ヘルプサービス 介護職員等処遇改善加算Ⅱイ	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで、週3回相当は12回まで	〈2011～2016と算定〉	71	90%	
A3		2064	予防型身体ヘルプサービス 介護職員等処遇改善加算Ⅱロ	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで、週3回相当は12回まで	〈2011～2016と算定〉	76	90%	
A3		2065	予防型身体ヘルプサービス 介護職員等処遇改善加算Ⅲ	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで、週3回相当は12回まで	〈2011～2016と算定〉	59	90%	
A3		2066	予防型身体ヘルプサービス 介護職員等処遇改善加算Ⅳ	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで、週3回相当は12回まで	〈2011～2016と算定〉	49	90%	

●加算用サービスコード4(生活援助ヘルプサービス用)

A3	回数	2081	生活援助ヘルプサービス 介護職員等処遇改善加算Ⅰイ	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで、週3回相当は15回まで	〈2021～2026と算定〉	59	90%	1回につき
A3		2082	生活援助ヘルプサービス 介護職員等処遇改善加算Ⅰロ	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで、週3回相当は15回まで	〈2021～2026と算定〉	63	90%	
A3		2083	生活援助ヘルプサービス 介護職員等処遇改善加算Ⅱイ	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで、週3回相当は15回まで	〈2021～2026と算定〉	55	90%	
A3		2084	生活援助ヘルプサービス 介護職員等処遇改善加算Ⅱロ	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで、週3回相当は15回まで	〈2021～2026と算定〉	59	90%	
A3		2085	生活援助ヘルプサービス 介護職員等処遇改善加算Ⅲ	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで、週3回相当は15回まで	〈2021～2026と算定〉	46	90%	
A3		2086	生活援助ヘルプサービス 介護職員等処遇改善加算Ⅳ	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで、週3回相当は15回まで	〈2021～2026と算定〉	37	90%	

3 訪問型サービス(独自/定率)サービスコード表(2割負担)

●包括報酬型サービスコード

令和7年4月施行部		サービス名称	算定項目	合成 単位 数	給付 率	算定 単位
種類	項目					
A3	包括	2101 包括報酬型サービスⅠ	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	※予防型身体ヘルプのみまたは生活援助ヘルプとの組合せで、上限額を超えた場合		1,176 80%
A3		2102 包括報酬型サービスⅠ・同一建物	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	※予防型身体ヘルプのみまたは生活援助ヘルプとの組合せで、上限額を超えた場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	× 90% 1,058 80%
A3		1101 高齢者虐待防止措置未実施減算	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	〈2101～2102と算定〉		-12 80%
A3		1103 業務継続計画未策定減算	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	〈2101～2102と算定〉		-12 80%
A3		2103 包括報酬型サービスⅡ	事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)	※予防型身体ヘルプのみまたは生活援助ヘルプとの組合せで、上限額を超えた場合		2,349 80%
A3		2104 包括報酬型サービスⅡ・同一建物	事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)	※予防型身体ヘルプのみまたは生活援助ヘルプとの組合せで、上限額を超えた場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	× 90% 2,114 80%
A3		1104 高齢者虐待防止措置未実施減算	事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)	〈2103～2104と算定〉		-23 80%
A3		1105 業務継続計画未策定減算	事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)	〈2103～2104と算定〉		-23 80%
A3		2105 包括報酬型サービスⅢ	要支援2 (週3回程度)	※予防型身体ヘルプのみまたは生活援助ヘルプとの組合せで、上限額を超えた場合		3,727 80%
A3		2106 包括報酬型サービスⅢ・同一建物	要支援2 (週3回程度)	※予防型身体ヘルプのみまたは生活援助ヘルプとの組合せで、上限額を超えた場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	× 90% 3,354 80%
A3		1107 高齢者虐待防止措置未実施減算	要支援2 (週3回程度)	〈2105～2106と算定〉		-37 80%
A3		1108 業務継続計画未策定減算	要支援2 (週3回程度)	〈2105～2106と算定〉		-37 80%

●予防型身体ヘルプサービス単独コード

A3	回数	2111 予防型身体ヘルプサービスⅠ	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	※1月の中で全部で4回まで算定可		287 80%
A3		2112 予防型身体ヘルプサービスⅠ・同一建物	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	※1月の中で全部で4回まで算定可	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	× 90% 258 80%
A3		2113 予防型身体ヘルプサービスⅡ	事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)	※1月の中で全部で5回から8回まで算定可		287 80%
A3		2114 予防型身体ヘルプサービスⅡ・同一建物	事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)	※1月の中で全部で5回から8回まで算定可	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	× 90% 258 80%
A3		2115 予防型身体ヘルプサービスⅢ	要支援2 (週3回程度)	※1月の中で全部で9回から12回まで算定可		287 80%
A3		2116 予防型身体ヘルプサービスⅢ・同一建物	要支援2 (週3回程度)	※1月の中で全部で9回から12回まで算定可	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	× 90% 258 80%
A3		1111 高齢者虐待防止措置未実施減算	事業対象者・要支援1・2	<2111～2116と算定>		-3 80%
A3		1119 業務継続計画未策定減算	事業対象者・要支援1・2	<2111～2116と算定>		-3 80%

●生活援助ヘルプサービス単独コード

A3	回数	2121 生活援助ヘルプサービスⅠ	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	※1月の中で全部で5回まで算定可		220 80%
A3		2122 生活援助ヘルプサービスⅠ・同一建物	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	※1月の中で全部で5回まで算定可	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	× 90% 198 80%
A3		2123 生活援助ヘルプサービスⅡ	事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)	※1月の中で全部で10回まで算定可		220 80%
A3		2124 生活援助ヘルプサービスⅡ・同一建物	事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)	※1月の中で全部で10回まで算定可	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	× 90% 198 80%
A3		2125 生活援助ヘルプサービスⅢ	要支援2 (週3回程度)	※1月の中で全部で15回まで算定可		220 80%
A3		2126 生活援助ヘルプサービスⅢ・同一建物	要支援2 (週3回程度)	※1月の中で全部で15回まで算定可	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	× 90% 198 80%
A3		1121 高齢者虐待防止措置未実施減算	事業対象者・要支援1・2	<2121～2126と算定>		-2 80%
A3		1129 業務継続計画未策定減算	事業対象者・要支援1・2	<2121～2126と算定>		-2 80%

●加算用サービスコード1(共通)

A3	2131 訪問型サービス初回加算			200 80%	1月につき
A3	2132 訪問型サービス生活機能向上連携加算(Ⅰ)			100 80%	
A3	2133 訪問型サービス生活機能向上連携加算(Ⅱ)			200 80%	
A3	2134 訪問型サービス口腔連携強化加算	※1月に1回のみ算定可		50 80%	1回につき

●加算用サービスコード2(包括報酬型用)

A3	包括回数	2141	包括報酬型サービス 介護職員等処遇改善加算Ⅰイ	※週2回相当の場合は2回分、週3回相当の場合は3回分算定	＜2101～2106と算定＞	335	80%	1月につき
A3		2142	包括報酬型サービス 介護職員等処遇改善加算Ⅰロ	※週2回相当の場合は2回分、週3回相当の場合は3回分算定	＜2101～2106と算定＞	357	80%	
A3		2143	包括報酬型サービス 介護職員等処遇改善加算Ⅱイ	※週2回相当の場合は2回分、週3回相当の場合は3回分算定	＜2101～2106と算定＞	309	80%	
A3		2144	包括報酬型サービス 介護職員等処遇改善加算Ⅱロ	※週2回相当の場合は2回分、週3回相当の場合は3回分算定	＜2101～2106と算定＞	330	80%	
A3		2145	包括報酬型サービス 介護職員等処遇改善加算Ⅲ	※週2回相当の場合は2回分、週3回相当の場合は3回分算定	＜2101～2106と算定＞	257	80%	
A3		2146	包括報酬型サービス 介護職員等処遇改善加算Ⅳ	※週2回相当の場合は2回分、週3回相当の場合は3回分算定	＜2101～2106と算定＞	211	80%	

●加算用サービスコード3(予防型身体ヘルプサービス用)

A3	回数	2161	予防型身体ヘルプサービス 介護職員等処遇改善加算Ⅰイ	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで、週3回相当は12回まで	＜2111～2116と算定＞	77	80%	1回につき
A3		2162	予防型身体ヘルプサービス 介護職員等処遇改善加算Ⅰロ	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで、週3回相当は12回まで	＜2111～2116と算定＞	82	80%	
A3		2163	予防型身体ヘルプサービス 介護職員等処遇改善加算Ⅱイ	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで、週3回相当は12回まで	＜2111～2116と算定＞	71	80%	
A3		2164	予防型身体ヘルプサービス 介護職員等処遇改善加算Ⅱロ	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで、週3回相当は12回まで	＜2111～2116と算定＞	76	80%	
A3		2165	予防型身体ヘルプサービス 介護職員等処遇改善加算Ⅲ	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで、週3回相当は12回まで	＜2111～2116と算定＞	59	80%	
A3		2166	予防型身体ヘルプサービス 介護職員等処遇改善加算Ⅳ	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで、週3回相当は12回まで	＜2111～2116と算定＞	49	80%	

●加算用サービスコード4(生活援助ヘルプサービス用)

A3	回数	2181	生活援助ヘルプサービス 介護職員等処遇改善加算Ⅰイ	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで、週3回相当は15回まで	＜2121～2126と算定＞	59	80%	1回につき
A3		2182	生活援助ヘルプサービス 介護職員等処遇改善加算Ⅰロ	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで、週3回相当は15回まで	＜2121～2126と算定＞	63	80%	
A3		2183	生活援助ヘルプサービス 介護職員等処遇改善加算Ⅱイ	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで、週3回相当は15回まで	＜2121～2126と算定＞	55	80%	
A3		2184	生活援助ヘルプサービス 介護職員等処遇改善加算Ⅱロ	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで、週3回相当は15回まで	＜2121～2126と算定＞	59	80%	
A3		2185	生活援助ヘルプサービス 介護職員等処遇改善加算Ⅲ	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで、週3回相当は15回まで	＜2121～2126と算定＞	46	80%	
A3		2186	生活援助ヘルプサービス 介護職員等処遇改善加算Ⅳ	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで、週3回相当は15回まで	＜2121～2126と算定＞	37	80%	

3 訪問型サービス(独自/定率)サービスコード表(3割負担)

●包括報酬型サービスコード

(令和7年4月施行版)		サービス名称		算定項目			合成 単位 数	給付 率	算定 単位	
種類	項目									
A3	包括	2201 包括報酬型サービスⅠ	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	※予防型身体ヘルプのみまたは生活援助ヘルプとの組合せで、上限額を超えた場合			1,176	70%	1月につき	
A3		2202 包括報酬型サービスⅠ・同一建物	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	※予防型身体ヘルプのみまたは生活援助ヘルプとの組合せで、上限額を超えた場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	×	90%	1,058		70%
A3		1201 高齢者虐待防止措置未実施減算	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	<2201～2202と算定>			-12	70%		
A3		1202 業務継続計画未策定減算	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	<2201～2202と算定>			-12	70%		
A3		2203 包括報酬型サービスⅡ	事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)	※予防型身体ヘルプのみまたは生活援助ヘルプとの組合せで、上限額を超えた場合			2,349	70%		
A3		2204 包括報酬型サービスⅡ・同一建物	事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)	※予防型身体ヘルプのみまたは生活援助ヘルプとの組合せで、上限額を超えた場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	×	90%	2,114		70%
A3		1204 高齢者虐待防止措置未実施減算	事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)	<2203～2204と算定>			-23	70%		
A3		1205 業務継続計画未策定減算	事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)	<2203～2204と算定>			-23	70%		
A3		2205 包括報酬型サービスⅢ	要支援2 (週3回程度)	※予防型身体ヘルプのみまたは生活援助ヘルプとの組合せで、上限額を超えた場合			3,727	70%		
A3		2206 包括報酬型サービスⅢ・同一建物	要支援2 (週3回程度)	※予防型身体ヘルプのみまたは生活援助ヘルプとの組合せで、上限額を超えた場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	×	90%	3,354		70%
A3		1207 高齢者虐待防止措置未実施減算	要支援2 (週3回程度)	<2205～2206と算定>			-37	70%		
A3		1208 業務継続計画未策定減算	要支援2 (週3回程度)	<2205～2206と算定>			-37	70%		

●予防型身体ヘルプサービス単独コード

A3	回数	2211 予防型身体ヘルプサービスⅠ	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	※1月の中で全部で4回まで算定可		287 70%
A3		2212 予防型身体ヘルプサービスⅠ・同一建物	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	※1月の中で全部で4回まで算定可	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	× 90% 258 70%
A3		2213 予防型身体ヘルプサービスⅡ	事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)	※1月の中で全部で5回から8回まで算定可		287 70%
A3		2214 予防型身体ヘルプサービスⅡ・同一建物	事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)	※1月の中で全部で5回から8回まで算定可	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	× 90% 258 70%
A3		2215 予防型身体ヘルプサービスⅢ	要支援2 (週3回程度)	※1月の中で全部で9回から12回まで算定可		287 70%
A3		2216 予防型身体ヘルプサービスⅢ・同一建物	要支援2 (週3回程度)	※1月の中で全部で9回から12回まで算定可	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	× 90% 258 70%
A3		1211 高齢者虐待防止措置未実施減算	事業対象者・要支援1・2	<2211～2216と算定>		-3 70%
A3		1219 業務継続計画未策定減算	事業対象者・要支援1・2	<2211～2216と算定>		-3 70%

●生活援助ヘルプサービス単独コード

A3	回数	2221 生活援助ヘルプサービスⅠ	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	※1月の中で全部で5回まで算定可		220 70%
A3		2222 生活援助ヘルプサービスⅠ・同一建物	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	※1月の中で全部で5回まで算定可	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	× 90% 198 70%
A3		2223 生活援助ヘルプサービスⅡ	事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)	※1月の中で全部で10回まで算定可		220 70%
A3		2224 生活援助ヘルプサービスⅡ・同一建物	事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)	※1月の中で全部で10回まで算定可	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	× 90% 198 70%
A3		2225 生活援助ヘルプサービスⅢ	要支援2 (週3回程度)	※1月の中で全部で15回まで算定可		220 70%
A3		2226 生活援助ヘルプサービスⅢ・同一建物	要支援2 (週3回程度)	※1月の中で全部で15回まで算定可	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	× 90% 198 70%
A3		1221 高齢者虐待防止措置未実施減算	事業対象者・要支援1・2	<2221～2226と算定>		-2 70%
A3		1229 業務継続計画未策定減算	事業対象者・要支援1・2	<2221～2226と算定>		-2 70%

●加算用サービスコード1(共通)

A3	2231 訪問型サービス初回加算		200 70%	1月につき
A3	2232 訪問型サービス生活機能向上連携加算(Ⅰ)		100 70%	
A3	2233 訪問型サービス生活機能向上連携加算(Ⅱ)		200 70%	
A3	2234 訪問型サービス口腔連携強化加算	※1月に1回のみ算定可	50 70%	1回につき

●加算用サービスコード2(包括報酬型用)

A3		2241	包括報酬型サービス 介護職員等処遇改善加算Ⅰイ	※週2回相当の場合は2回分、週3回相当の場合は3回分算定	〈2201～2206と算定〉	335	70%	1月につき
A3		2242	包括報酬型サービス 介護職員等処遇改善加算Ⅰロ	※週2回相当の場合は2回分、週3回相当の場合は3回分算定	〈2201～2206と算定〉	357	70%	
A3	包 括	2243	包括報酬型サービス 介護職員等処遇改善加算Ⅱイ	※週2回相当の場合は2回分、週3回相当の場合は3回分算定	〈2201～2206と算定〉	309	70%	
A3		2244	包括報酬型サービス 介護職員等処遇改善加算Ⅱロ	※週2回相当の場合は2回分、週3回相当の場合は3回分算定	〈2201～2206と算定〉	330	70%	
A3		2245	包括報酬型サービス 介護職員等処遇改善加算Ⅲ	※週2回相当の場合は2回分、週3回相当の場合は3回分算定	〈2201～2206と算定〉	257	70%	
A3		2246	包括報酬型サービス 介護職員等処遇改善加算Ⅳ	※週2回相当の場合は2回分、週3回相当の場合は3回分算定	〈2201～2206と算定〉	211	70%	

●加算用サービスコード3(予防型身体ヘルプサービス用)

A3		2261	予防型身体ヘルプサービス 介護職員等処遇改善加算Ⅰイ	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで、週3回相当は12回まで	〈2211～2216と算定〉	77	70%	1回につき
A3		2262	予防型身体ヘルプサービス 介護職員等処遇改善加算Ⅰロ	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで、週3回相当は12回まで	〈2211～2216と算定〉	82	70%	
A3	回 数	2263	予防型身体ヘルプサービス 介護職員等処遇改善加算Ⅱイ	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで、週3回相当は12回まで	〈2211～2216と算定〉	71	70%	
A3		2264	予防型身体ヘルプサービス 介護職員等処遇改善加算Ⅱロ	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで、週3回相当は12回まで	〈2211～2216と算定〉	76	70%	
A3		2265	予防型身体ヘルプサービス 介護職員等処遇改善加算Ⅲ	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで、週3回相当は12回まで	〈2211～2216と算定〉	59	70%	
A3		2266	予防型身体ヘルプサービス 介護職員等処遇改善加算Ⅳ	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで、週3回相当は12回まで	〈2211～2216と算定〉	49	70%	

●加算用サービスコード4(生活援助ヘルプサービス用)

A3		2281	生活援助ヘルプサービス 介護職員等処遇改善加算Ⅰイ	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで、週3回相当は15回まで	〈2221～2226と算定〉	59	70%	1回につき
A3		2282	生活援助ヘルプサービス 介護職員等処遇改善加算Ⅰロ	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで、週3回相当は15回まで	〈2221～2226と算定〉	63	70%	
A3	回 数	2283	生活援助ヘルプサービス 介護職員等処遇改善加算Ⅱイ	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで、週3回相当は15回まで	〈2221～2226と算定〉	55	70%	
A3		2284	生活援助ヘルプサービス 介護職員等処遇改善加算Ⅱロ	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで、週3回相当は15回まで	〈2221～2226と算定〉	59	70%	
A3		2285	生活援助ヘルプサービス 介護職員等処遇改善加算Ⅲ	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで、週3回相当は15回まで	〈2221～2226と算定〉	46	70%	
A3		2286	生活援助ヘルプサービス 介護職員等処遇改善加算Ⅳ	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで、週3回相当は15回まで	〈2221～2226と算定〉	37	70%	

7 通所型サービス(独自/定率)サービスコード表(1割負担)

(1) 予防型デイサービス

サービスコード		サービス名称	算定要件		合成 単位数	給付 率	算定 単位
種類	項目						
A7	3101	予防型デイサービス1(包括)	事業対象者・要支援1	※5回以上利用時に算定可	1798	90%	1月につき
A7	3102	予防型デイサービス2(包括)	要支援2	※9回以上利用時に算定可	3621	90%	
A7	3103	予防型デイサービス・定超(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること		1258	90%	
A7	3104	予防型デイサービス・人欠(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること		1258	90%	
A7	1501	予防型デイサービス・高齢者虐待防止措置未実施(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3101～3104と算定>	-18	90%	
A7	1502	予防型デイサービス・業務継続計画未策定(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3101～3104と算定>	-18	90%	
A7	1503	予防型デイサービス・同一建物減算(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3101～3104と算定>	-376	90%	
A7	3111	予防型デイサービス1(回数)	事業対象者・要支援1	※4回まで算定可	436	90%	1回につき
A7	3112	予防型デイサービス2(回数)	要支援2	※8回まで算定可	447	90%	
A7	3113	予防型デイサービス・定超(回数)	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可		305	90%	
A7	3114	予防型デイサービス・人欠(回数)	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可		305	90%	
A7	1511	予防型デイサービス・高齢者虐待防止措置未実施(回数)	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可	<3111～3114と算定>	-4	90%	
A7	1512	予防型デイサービス・業務継続計画未策定(回数)	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可	<3111～3114と算定>	-4	90%	
A7	1513	予防型デイサービス・同一建物減算(回数)	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可	<3111～3114と算定>	-94	90%	

◎加算

A7	3121	予防型デイサービス若年性認知症受入加算			240	90%	1月につき
A7	3122	予防型デイサービス生活機能向上グループ活動加算			100	90%	
A7	3124	予防型デイサービス口腔機能向上加算Ⅰ			150	90%	
A7	3125	予防型デイサービス口腔機能向上加算Ⅱ			160	90%	
A7	3126	予防型デイサービス生活機能向上連携加算Ⅰ	※ 3月に1回のみ算定可		100	90%	
A7	3127	予防型デイサービス生活機能向上連携加算Ⅱ			200	90%	
A7	3131	予防型デイサービス一体的サービス提供加算			480	90%	
A7	3133	予防型デイサービス事業所評価加算			120	90%	
A7	3134	予防型デイサービス栄養アセスメント加算			50	90%	
A7	3135	予防型デイサービス栄養改善加算			200	90%	
A7	3136	予防型デイサービス口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ	※ 6月に1回のみ算定可		20	90%	
A7	3137	予防型デイサービス口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱ	※ 6月に1回のみ算定可		5	90%	
A7	3138	予防型デイサービス科学的介護推進体制加算			40	90%	
A7	3141	予防型デイサービス提供体制強化加算Ⅰ(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3101～3104と算定>	88	90%	1月につき
A7	3142	予防型デイサービス提供体制強化加算Ⅱ(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3101～3104と算定>	72	90%	
A7	3143	予防型デイサービス提供体制強化加算Ⅲ(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3101～3104と算定>	24	90%	
A7	3144	予防型デイサービス提供体制強化加算Ⅰ(回数)	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可	<3111～3114と算定>	22	90%	1回につき
A7	3145	予防型デイサービス提供体制強化加算Ⅱ(回数)	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可	<3111～3114と算定>	18	90%	
A7	3146	予防型デイサービス提供体制強化加算Ⅲ(回数)	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可	<3111～3114と算定>	6	90%	

○処遇改善加算

A7	包括	3151	予防型デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅰイ1(包括)	利用定員が 19人以上の場合	※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3101～3104と算定>	201	90%	1月につき
A7		3152	予防型デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅰロ1(包括)		※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3101～3104と算定>	218	90%	
A7		3153	予防型デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅱイ1(包括)		※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3101～3104と算定>	198	90%	
A7		3154	予防型デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅱロ1(包括)		※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3101～3104と算定>	214	90%	
A7		3155	予防型デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅲ1(包括)		※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3101～3104と算定>	179	90%	
A7		3156	予防型デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅳ1(包括)		※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3101～3104と算定>	151	90%	
A7		3157	予防型デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅰイ2(包括)	利用定員が 19人未満の場合	※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3101～3104と算定>	212	90%	
A7		3158	予防型デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅰロ2(包括)		※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3101～3104と算定>	230	90%	
A7		3159	予防型デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅱイ2(包括)		※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3101～3104と算定>	208	90%	
A7		3160	予防型デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅱロ2(包括)		※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3101～3104と算定>	227	90%	
A7		3161	予防型デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅲ2(包括)		※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3101～3104と算定>	190	90%	
A7		3162	予防型デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅳ2(包括)		※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3101～3104と算定>	161	90%	
A7	回数	3171	予防型デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅰイ1(回数)	利用定員が 19人以上の場合	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可	<3111～3114と算定>	50	90%	1回につき
A7		3172	予防型デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅰロ1(回数)		※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可	<3111～3114と算定>	54	90%	
A7		3173	予防型デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅱイ1(回数)		※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可	<3111～3114と算定>	49	90%	
A7		3174	予防型デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅱロ1(回数)		※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可	<3111～3114と算定>	53	90%	
A7		3175	予防型デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅲ1(回数)		※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可	<3111～3114と算定>	44	90%	
A7		3176	予防型デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅳ1(回数)		※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可	<3111～3114と算定>	37	90%	
A7		3177	予防型デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅰイ2(回数)	利用定員が 19人未満の場合	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可	<3111～3114と算定>	52	90%	
A7		3178	予防型デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅰロ2(回数)		※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可	<3111～3114と算定>	57	90%	
A7		3179	予防型デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅱイ2(回数)		※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可	<3111～3114と算定>	51	90%	
A7		3180	予防型デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅱロ2(回数)		※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可	<3111～3114と算定>	56	90%	
A7		3181	予防型デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅲ2(回数)		※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可	<3111～3114と算定>	47	90%	
A7		3182	予防型デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅳ2(回数)		※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可	<3111～3114と算定>	40	90%	

(2)機能訓練デイサービス

サービスコード 種類	項目	サービス名称	算定項目		合成 単位数	給付 率	算定 単位
A7	包括	3201 機能訓練デイサービス1(包括)	事業対象者・要支援1	※6回以上利用時に算定可	1798	90%	1月につき
A7		3202 機能訓練デイサービス2(包括)	要支援2	※11回以上利用時に算定可	3621	90%	
A7		1521 機能訓練デイサービス・高齢者虐待防止措置未実施(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3201～3202と算定>	-18	90%	
A7		1522 機能訓練デイサービス・業務継続計画未策定(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3201～3202と算定>	-18	90%	
A7	回数	3211 機能訓練デイサービス1(回数)	事業対象者・要支援1	※5回まで算定可	349	90%	1回につき
A7		3212 機能訓練デイサービス2(回数)	要支援2	※10回まで算定可	353	90%	
A7		1531 機能訓練デイサービス・高齢者虐待防止措置未実施(回数)	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで算定可	<3211～3212と算定>	-3	90%	
A7		1532 機能訓練デイサービス・業務継続計画未策定(回数)	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで算定可	<3211～3212と算定>	-3	90%	

◎加算

A7	3232	機能訓練デイサービス栄養アセスメント加算			50	90%	1月につき
A7	3233	機能訓練デイサービス栄養改善加算			200	90%	
A7	3234	機能訓練デイサービス一体的サービス提供加算			480	90%	
A7	3236	機能訓練デイサービス口腔機能向上加算Ⅰ			150	90%	
A7	3237	機能訓練デイサービス口腔機能向上加算Ⅱ			160	90%	
A7	3238	機能訓練デイサービス生活機能向上連携加算(Ⅰ)	※3月に1回のみ算定可		100	90%	
A7	3239	機能訓練デイサービス生活機能向上連携加算(Ⅱ)			200	90%	
A7	3250	機能訓練デイサービス科学的介護推進体制加算			40	90%	1月につき

○処遇改善加算

A7	包括	3251 機能訓練デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅰイ1(包括)	利用定員が 19人以上の場合	※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3201～3202と算定>	201	90%	1月につき
A7		3252 機能訓練デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅰロ1(包括)		※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3201～3202と算定>	218	90%	
A7		3253 機能訓練デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅱイ1(包括)		※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3201～3202と算定>	198	90%	
A7		3254 機能訓練デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅱロ1(包括)		※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3201～3202と算定>	214	90%	
A7		3255 機能訓練デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅲ1(包括)		※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3201～3202と算定>	179	90%	
A7		3256 機能訓練デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅳ1(包括)		※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3201～3202と算定>	151	90%	
A7		3257 機能訓練デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅰイ2(包括)	利用定員が 19人未満の場合	※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3201～3202と算定>	212	90%	1月につき
A7		3258 機能訓練デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅰロ2(包括)		※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3201～3202と算定>	230	90%	
A7		3259 機能訓練デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅱイ2(包括)		※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3201～3202と算定>	208	90%	
A7		3260 機能訓練デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅱロ2(包括)		※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3201～3202と算定>	227	90%	
A7		3261 機能訓練デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅲ2(包括)		※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3201～3202と算定>	190	90%	
A7		3262 機能訓練デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅳ2(包括)		※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3201～3202と算定>	161	90%	
A7	回数	3271 機能訓練デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅰイ1(回数)	利用定員が 19人以上の場合	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで算定可	<3211～3212と算定>	39	90%	1回につき
A7		3272 機能訓練デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅰロ1(回数)		※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで算定可	<3211～3212と算定>	42	90%	
A7		3273 機能訓練デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅱイ1(回数)		※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで算定可	<3211～3212と算定>	38	90%	
A7		3274 機能訓練デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅱロ1(回数)		※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで算定可	<3211～3212と算定>	42	90%	
A7		3275 機能訓練デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅲ1(回数)		※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで算定可	<3211～3212と算定>	35	90%	
A7		3276 機能訓練デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅳ1(回数)	利用定員が 19人未満の場合	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで算定可	<3211～3212と算定>	29	90%	
A7		3277 機能訓練デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅰイ2(回数)		※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで算定可	<3211～3212と算定>	41	90%	
A7		3278 機能訓練デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅰロ2(回数)		※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで算定可	<3211～3212と算定>	45	90%	
A7		3279 機能訓練デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅱイ2(回数)		※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで算定可	<3211～3212と算定>	41	90%	
A7		3280 機能訓練デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅱロ2(回数)		※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで算定可	<3211～3212と算定>	44	90%	
A7		3281 機能訓練デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅲ2(回数)		※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで算定可	<3211～3212と算定>	37	90%	
A7		3282 機能訓練デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅳ2(回数)		※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで算定可	<3211～3212と算定>	31	90%	

(3)ミニデイサービス

サービスコード		サービス名称	算定項目			合成	給付	算定	
種類	項目					単位数	率	単位	
A7	包括	3301 ミニデイサービス1(包括)	事業対象者・要支援1	※7回以上利用時に算定可			1798	90%	1月につき
A7		3302 ミニデイサービス2(包括)	要支援2	※13回以上利用時に算定可			3621	90%	
A7		1541 ミニデイサービス・高齢者虐待防止措置未実施(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること			<3301～3302と算定>	-18	90%	
A7		1542 ミニデイサービス・業務継続計画未策定(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること			<3301～3302と算定>	-18	90%	
A7	回数	3311 ミニデイサービス1(回数)	事業対象者・要支援1	※6回まで算定可			289	90%	1回につき
A7		3312 ミニデイサービス2(回数)	要支援2	※12回まで算定可			291	90%	
A7		1551 ミニデイサービス・高齢者虐待防止措置未実施(回数)	※週1回相当は6回まで、週2回相当は12回まで算定可			<3311～3312と算定>	-3	90%	
A7		1552 ミニデイサービス・業務継続計画未策定(回数)	※週1回相当は6回まで、週2回相当は12回まで算定可			<3311～3312と算定>	-3	90%	
A7		3321 ミニデイ入浴加算	※桜井市独自設定加算			50	90%	1回につき	
A7		3332 ミニデイサービス栄養アセスメント加算				50	90%	1月につき	
A7		3333 ミニデイサービス栄養改善加算				200	90%		
A7		3336 ミニデイサービス一体的サービスの提供加算				480	90%		
A7		3337 ミニデイサービス口腔機能向上加算Ⅰ				150	90%		
A7		3338 ミニデイサービス口腔機能向上加算Ⅱ				160	90%		
A7		3339 ミニデイサービス科学的介護推進体制加算				40	90%		

○処遇改善加算

A7	包括	3351 ミニデイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅰイ1(包括)	利用定員が 19人以上の場合	※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3301～3302と算定>	201	90%	1月につき
A7		3352 ミニデイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅰロ1(包括)		※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3301～3302と算定>	218	90%	
A7		3353 ミニデイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅱイ1(包括)		※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3301～3302と算定>	198	90%	
A7		3354 ミニデイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅱロ1(包括)		※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3301～3302と算定>	214	90%	
A7		3355 ミニデイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅲ1(包括)		※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3301～3302と算定>	179	90%	
A7		3356 ミニデイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅳ1(包括)		※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3301～3302と算定>	151	90%	
A7		3357 ミニデイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅰイ2(包括)	利用定員が 19人未満の場合	※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3301～3302と算定>	212	90%	
A7		3358 ミニデイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅰロ2(包括)		※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3301～3302と算定>	230	90%	
A7		3359 ミニデイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅱイ2(包括)		※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3301～3302と算定>	208	90%	
A7		3360 ミニデイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅱロ2(包括)		※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3301～3302と算定>	227	90%	
A7		3361 ミニデイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅲ2(包括)		※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3301～3302と算定>	190	90%	
A7		3362 ミニデイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅳ2(包括)		※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3301～3302と算定>	161	90%	
A7	回数	3371 ミニデイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅰイ1(回数)	利用定員が 19人以上の場合	※週1回相当は6回まで、週2回相当は12回まで算定可	<3311～3312と算定>	32	90%	1回につき
A7		3372 ミニデイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅰロ1(回数)		※週1回相当は6回まで、週2回相当は12回まで算定可	<3311～3312と算定>	35	90%	
A7		3373 ミニデイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅱイ1(回数)		※週1回相当は6回まで、週2回相当は12回まで算定可	<3311～3312と算定>	32	90%	
A7		3374 ミニデイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅱロ1(回数)		※週1回相当は6回まで、週2回相当は12回まで算定可	<3311～3312と算定>	34	90%	
A7		3375 ミニデイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅲ1(回数)		※週1回相当は6回まで、週2回相当は12回まで算定可	<3311～3312と算定>	29	90%	
A7		3376 ミニデイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅳ1(回数)		※週1回相当は6回まで、週2回相当は12回まで算定可	<3311～3312と算定>	24	90%	
A7		3377 ミニデイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅰイ2(回数)	利用定員が 19人未満の場合	※週1回相当は6回まで、週2回相当は12回まで算定可	<3311～3312と算定>	34	90%	
A7		3378 ミニデイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅰロ2(回数)		※週1回相当は6回まで、週2回相当は12回まで算定可	<3311～3312と算定>	37	90%	
A7		3379 ミニデイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅱイ2(回数)		※週1回相当は6回まで、週2回相当は12回まで算定可	<3311～3312と算定>	33	90%	
A7		3380 ミニデイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅱロ2(回数)		※週1回相当は6回まで、週2回相当は12回まで算定可	<3311～3312と算定>	36	90%	
A7		3381 ミニデイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅲ2(回数)		※週1回相当は6回まで、週2回相当は12回まで算定可	<3311～3312と算定>	31	90%	
A7		3382 ミニデイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅳ2(回数)		※週1回相当は6回まで、週2回相当は12回まで算定可	<3311～3312と算定>	26	90%	

※ ミニデイ入浴加算は、桜井市が独自で設定する加算です。基本報酬と併せて事業対象者・要支援1は1,798単位、要支援2は3,621単位を上限とします。

7 通所型サービス(独自/定率)サービスコード表(2割負担)

(1) 予防型デイサービス

サービスコード		サービス名称	算定要件		合成 単位数	給付 率	算定 単位
種類	項目						
A7	3401	予防型デイサービス1(包括)	事業対象者・要支援1	※5回以上利用時に算定可	1798	80%	1月につき
A7	3402	予防型デイサービス2(包括)	要支援2	※9回以上利用時に算定可	3621	80%	
A7	3403	予防型デイサービス・定超(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること		1258	80%	
A7	3404	予防型デイサービス・人欠(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること		1258	80%	
A7	1601	予防型デイサービス・高齢者虐待防止措置未実施(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3401～3404と算定>	-18	80%	
A7	1602	予防型デイサービス・業務継続計画未策定(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3401～3404と算定>	-18	80%	
A7	1603	予防型デイサービス・同一建物減算(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3401～3404と算定>	-376	80%	
A7	3411	予防型デイサービス1(回数)	事業対象者・要支援1	※4回まで算定可	436	80%	1回につき
A7	3412	予防型デイサービス2(回数)	要支援2	※8回まで算定可	447	80%	
A7	3413	予防型デイサービス・定超(回数)	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可		305	80%	
A7	3414	予防型デイサービス・人欠(回数)	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可		305	80%	
A7	1611	予防型デイサービス・高齢者虐待防止措置未実施(回数)	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可	<3411～3414と算定>	-4	80%	
A7	1612	予防型デイサービス・業務継続計画未策定(回数)	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可	<3411～3414と算定>	-4	80%	
A7	1613	予防型デイサービス・同一建物減算(回数)	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可	<3411～3414と算定>	-94	80%	

◎加算

A7	3421	予防型デイサービス若年性認知症受入加算			240	80%	1月につき
A7	3422	予防型デイサービス生活機能向上グループ活動加算			100	80%	
A7	3424	予防型デイサービス口腔機能向上加算Ⅰ			150	80%	
A7	3425	予防型デイサービス口腔機能向上加算Ⅱ			160	80%	
A7	3426	予防型デイサービス生活機能向上連携加算Ⅰ	※ 3月に1回のみ算定可		100	80%	
A7	3427	予防型デイサービス生活機能向上連携加算Ⅱ			200	80%	
A7	3431	予防型デイサービス一体的サービス提供加算			480	80%	
A7	3433	予防型デイサービス事業所評価加算			120	80%	
A7	3434	予防型デイサービス栄養アセスメント加算			50	80%	
A7	3435	予防型デイサービス栄養改善加算			200	80%	
A7	3436	予防型デイサービス口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ	※ 6月に1回のみ算定可		20	80%	
A7	3437	予防型デイサービス口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱ	※ 6月に1回のみ算定可		5	80%	
A7	3438	予防型デイサービス科学的介護推進体制加算			40	80%	
A7	3441	予防型デイサービス提供体制強化加算Ⅰ(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3401～3404と算定>	88	80%	1月につき
A7	3442	予防型デイサービス提供体制強化加算Ⅱ(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3401～3404と算定>	72	80%	
A7	3443	予防型デイサービス提供体制強化加算Ⅲ(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3401～3404と算定>	24	80%	
A7	3444	予防型デイサービス提供体制強化加算Ⅰ(回数)	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可	<3411～3414と算定>	22	80%	1回につき
A7	3445	予防型デイサービス提供体制強化加算Ⅱ(回数)	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可	<3411～3414と算定>	18	80%	
A7	3446	予防型デイサービス提供体制強化加算Ⅲ(回数)	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可	<3411～3414と算定>	6	80%	

○処遇改善加算

A7	包括	3451	予防型デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅰイ1(包括)	利用定員が 19人以上の場合	※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3401～3404と算定>	201	80%	1月につき
A7		3452	予防型デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅰロ1(包括)		※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3401～3404と算定>	218	80%	
A7		3453	予防型デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅱイ1(包括)		※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3401～3404と算定>	198	80%	
A7		3454	予防型デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅱロ1(包括)		※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3401～3404と算定>	214	80%	
A7		3455	予防型デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅲ1(包括)		※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3401～3404と算定>	179	80%	
A7		3456	予防型デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅳ1(包括)		※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3401～3404と算定>	151	80%	
A7		3457	予防型デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅰイ2(包括)	利用定員が 19人未満の場合	※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3401～3404と算定>	212	80%	
A7		3458	予防型デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅰロ2(包括)		※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3401～3404と算定>	230	80%	
A7		3459	予防型デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅱイ2(包括)		※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3401～3404と算定>	208	80%	
A7		3460	予防型デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅱロ2(包括)		※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3401～3404と算定>	227	80%	
A7		3461	予防型デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅲ2(包括)		※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3401～3404と算定>	190	80%	
A7		3462	予防型デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅳ2(包括)		※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3401～3404と算定>	161	80%	
A7	回数	3471	予防型デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅰイ1(回数)	利用定員が 19人以上の場合	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可	<3411～3414と算定>	50	80%	1回につき
A7		3472	予防型デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅰロ1(回数)		※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可	<3411～3414と算定>	54	80%	
A7		3473	予防型デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅱイ1(回数)		※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可	<3411～3414と算定>	49	80%	
A7		3474	予防型デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅱロ1(回数)		※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可	<3411～3414と算定>	53	80%	
A7		3475	予防型デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅲ1(回数)		※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可	<3411～3414と算定>	44	80%	
A7		3476	予防型デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅳ1(回数)		※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可	<3411～3414と算定>	37	80%	
A7		3477	予防型デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅰイ2(回数)	利用定員が 19人未満の場合	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可	<3411～3414と算定>	52	80%	
A7		3478	予防型デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅰロ2(回数)		※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可	<3411～3414と算定>	57	80%	
A7		3479	予防型デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅱイ2(回数)		※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可	<3411～3414と算定>	51	80%	
A7		3480	予防型デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅱロ2(回数)		※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可	<3411～3414と算定>	56	80%	
A7		3481	予防型デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅲ2(回数)		※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可	<3411～3414と算定>	47	80%	
A7		3482	予防型デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅳ2(回数)		※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可	<3411～3414と算定>	40	80%	

(2)機能訓練デイサービス

サービスコード		サービス名称	算定項目		合成 単位数	給付 率	算定 単位
種類	項目						
A7	包括	3501 機能訓練デイサービス1(包括)	事業対象者・要支援1	※6回以上利用時に算定可	1798	80%	1月につき
A7		3502 機能訓練デイサービス2(包括)	要支援2	※11回以上利用時に算定可	3621	80%	
A7		1621 機能訓練デイサービス・高齢者虐待防止措置未実施(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3501～3502と算定>	-18	80%	
A7		1622 機能訓練デイサービス・業務継続計画未策定(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3501～3502と算定>	-18	80%	
A7	回数	3511 機能訓練デイサービス1(回数)	事業対象者・要支援1	※5回まで算定可	349	80%	1回につき
A7		3512 機能訓練デイサービス2(回数)	要支援2	※10回まで算定可	353	80%	
A7		1631 機能訓練デイサービス・高齢者虐待防止措置未実施(回数)	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで算定可	<3511～3512と算定>	-3	80%	
A7		1632 機能訓練デイサービス・業務継続計画未策定(回数)	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで算定可	<3511～3512と算定>	-3	80%	

◎加算

A7	3522	機能訓練デイサービス栄養アセスメント加算			50	80%	1月につき
A7	3533	機能訓練デイサービス栄養改善加算			200	80%	
A7	3534	機能訓練デイサービス一體的サービス提供加算			480	80%	
A7	3536	機能訓練デイサービス口腔機能向上加算Ⅰ			150	80%	
A7	3537	機能訓練デイサービス口腔機能向上加算Ⅱ			160	80%	
A7	3538	機能訓練デイサービス生活機能向上連携加算(Ⅰ)	※3月に1回のみ算定可		100	80%	
A7	3539	機能訓練デイサービス生活機能向上連携加算(Ⅱ)			200	80%	
A7	3550	機能訓練デイサービス科学的介護推進体制加算			40	80%	1月につき

○処遇改善加算

A7	包括	3551 機能訓練デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅰイ1(包括)	利用定員が 19人以上の場合	※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3501～3502と算定>	201	80%	1月につき
A7		3552 機能訓練デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅰロ1(包括)		※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3501～3502と算定>	218	80%	
A7		3553 機能訓練デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅱイ1(包括)		※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3501～3502と算定>	198	80%	
A7		3554 機能訓練デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅱロ1(包括)		※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3501～3502と算定>	214	80%	
A7		3555 機能訓練デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅲ1(包括)		※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3501～3502と算定>	179	80%	
A7		3556 機能訓練デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅳ1(包括)		※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3501～3502と算定>	151	80%	
A7		3557 機能訓練デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅰイ2(包括)	利用定員が 19人未満の場合	※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3501～3502と算定>	212	80%	
A7		3558 機能訓練デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅰロ2(包括)		※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3501～3502と算定>	230	80%	
A7		3559 機能訓練デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅱイ2(包括)		※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3501～3502と算定>	208	80%	
A7		3560 機能訓練デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅱロ2(包括)		※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3501～3502と算定>	227	80%	
A7		3561 機能訓練デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅲ2(包括)		※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3501～3502と算定>	190	80%	
A7		3562 機能訓練デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅳ2(包括)		※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3501～3502と算定>	161	80%	
A7	回数	3571 機能訓練デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅰイ1(回数)	利用定員が 19人以上の場合	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで算定可	<3511～3512と算定>	39	80%	1回につき
A7		3572 機能訓練デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅰロ1(回数)		※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで算定可	<3511～3512と算定>	42	80%	
A7		3573 機能訓練デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅱイ1(回数)		※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで算定可	<3511～3512と算定>	38	80%	
A7		3574 機能訓練デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅱロ1(回数)		※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで算定可	<3511～3512と算定>	42	80%	
A7		3575 機能訓練デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅲ1(回数)		※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで算定可	<3511～3512と算定>	35	80%	
A7		3576 機能訓練デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅳ1(回数)		※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで算定可	<3511～3512と算定>	29	80%	
A7		3577 機能訓練デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅰイ2(回数)	利用定員が 19人未満の場合	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで算定可	<3511～3512と算定>	41	80%	
A7		3578 機能訓練デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅰロ2(回数)		※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで算定可	<3511～3512と算定>	45	80%	
A7		3579 機能訓練デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅱイ2(回数)		※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで算定可	<3511～3512と算定>	41	80%	
A7		3580 機能訓練デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅱロ2(回数)		※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで算定可	<3511～3512と算定>	44	80%	
A7		3581 機能訓練デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅲ2(回数)		※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで算定可	<3511～3512と算定>	37	80%	
A7		3582 機能訓練デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅳ2(回数)		※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで算定可	<3511～3512と算定>	31	80%	

(3)ミニデイサービス

サービスコード		サービス名称	算定項目		合成 単位数	給付 率	算定 単位	
種類	項目							
A7	包括	3601 ミニデイサービス1(包括)	事業対象者・要支援1	※7回以上利用時に算定可	1798	80%	1月につき	
A7		3602 ミニデイサービス2(包括)	要支援2	※13回以上利用時に算定可	3621	80%		
A7		1641 ミニデイサービス・高齢者虐待防止措置未実施(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること		＜3601～3602と算定＞	-18		80%
A7		1642 ミニデイサービス・業務継続計画未策定(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること		＜3601～3602と算定＞	-18		80%
A7	回数	3611 ミニデイサービス1(回数)	事業対象者・要支援1	※6回まで算定可	289	80%	1回につき	
A7		3612 ミニデイサービス2(回数)	要支援2	※12回まで算定可	291	80%		
A7		1651 ミニデイサービス・高齢者虐待防止措置未実施(回数)	※週1回相当は6回まで、週2回相当は12回まで算定可		＜3611～3612と算定＞	-3		80%
A7		1652 ミニデイサービス・業務継続計画未策定(回数)	※週1回相当は6回まで、週2回相当は12回まで算定可		＜3611～3612と算定＞	-3		80%
A7		3622 ミニデイ入浴加算	※桜井市独自設定加算			50	80%	1回につき
A7		3632 ミニデイサービス栄養アセスメント加算				50	80%	1月につき
A7		3633 ミニデイサービス栄養改善加算				200	80%	
A7		3636 ミニデイサービス一体的サービスの提供加算				480	80%	
A7		3637 ミニデイサービス口腔機能向上加算Ⅰ				150	80%	
A7		3638 ミニデイサービス口腔機能向上加算Ⅱ				160	80%	
A7		3639 ミニデイサービス科学的介護推進体制加算				40	80%	

○処遇改善加算

A7	包括	3651 ミニデイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅰイ1(包括)	利用定員が 19人以上の場合	※週2回相当利用時は2回分算定すること	＜3601～3602と算定＞	201	80%	1月につき
A7		3652 ミニデイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅰロ1(包括)		※週2回相当利用時は2回分算定すること	＜3601～3602と算定＞	218	80%	
A7		3653 ミニデイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅱイ1(包括)		※週2回相当利用時は2回分算定すること	＜3601～3602と算定＞	198	80%	
A7		3654 ミニデイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅱロ1(包括)		※週2回相当利用時は2回分算定すること	＜3601～3602と算定＞	214	80%	
A7		3655 ミニデイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅲ1(包括)		※週2回相当利用時は2回分算定すること	＜3601～3602と算定＞	179	80%	
A7		3656 ミニデイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅳ1(包括)		※週2回相当利用時は2回分算定すること	＜3601～3602と算定＞	151	80%	
A7		3657 ミニデイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅰイ2(包括)	利用定員が 19人未満の場合	※週2回相当利用時は2回分算定すること	＜3601～3602と算定＞	212	80%	1月につき
A7		3658 ミニデイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅰロ2(包括)		※週2回相当利用時は2回分算定すること	＜3601～3602と算定＞	230	80%	
A7		3659 ミニデイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅱイ2(包括)		※週2回相当利用時は2回分算定すること	＜3601～3602と算定＞	208	80%	
A7		3660 ミニデイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅱロ2(包括)		※週2回相当利用時は2回分算定すること	＜3601～3602と算定＞	227	80%	
A7		3661 ミニデイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅲ2(包括)		※週2回相当利用時は2回分算定すること	＜3601～3602と算定＞	190	80%	
A7		3662 ミニデイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅳ2(包括)		※週2回相当利用時は2回分算定すること	＜3601～3602と算定＞	161	80%	
A7	回数	3671 ミニデイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅰイ1(回数)	利用定員が 19人以上の場合	※週1回相当は6回まで、週2回相当は12回まで算定可	＜3611～3612と算定＞	32	80%	1回につき
A7		3672 ミニデイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅰロ1(回数)		※週1回相当は6回まで、週2回相当は12回まで算定可	＜3611～3612と算定＞	35	80%	
A7		3673 ミニデイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅱイ1(回数)		※週1回相当は6回まで、週2回相当は12回まで算定可	＜3611～3612と算定＞	32	80%	
A7		3674 ミニデイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅱロ1(回数)		※週1回相当は6回まで、週2回相当は12回まで算定可	＜3611～3612と算定＞	34	80%	
A7		3675 ミニデイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅲ1(回数)		※週1回相当は6回まで、週2回相当は12回まで算定可	＜3611～3612と算定＞	29	80%	
A7		3676 ミニデイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅳ1(回数)		※週1回相当は6回まで、週2回相当は12回まで算定可	＜3611～3612と算定＞	24	80%	
A7		3677 ミニデイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅰイ2(回数)	利用定員が 19人未満の場合	※週1回相当は6回まで、週2回相当は12回まで算定可	＜3611～3612と算定＞	34	80%	
A7		3678 ミニデイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅰロ2(回数)		※週1回相当は6回まで、週2回相当は12回まで算定可	＜3611～3612と算定＞	37	80%	
A7		3679 ミニデイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅱイ2(回数)		※週1回相当は6回まで、週2回相当は12回まで算定可	＜3611～3612と算定＞	33	80%	
A7		3680 ミニデイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅱロ2(回数)		※週1回相当は6回まで、週2回相当は12回まで算定可	＜3611～3612と算定＞	36	80%	
A7		3681 ミニデイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅲ2(回数)		※週1回相当は6回まで、週2回相当は12回まで算定可	＜3611～3612と算定＞	31	80%	
A7		3682 ミニデイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅳ2(回数)		※週1回相当は6回まで、週2回相当は12回まで算定可	＜3611～3612と算定＞	26	80%	

※ ミニデイ入浴加算は、桜井市が独自で設定する加算です。基本報酬と併せて事業対象者・要支援1は1,798単位、要支援2は3621単位を上限とします。

7 通所型サービス(独自/定率)サービスコード表(3割負担)

(1) 予防型デイサービス

サービスコード		サービス名称	算定要件		合成 単位数	給付 率	算定 単位
種類	項目						
A7	3701	予防型デイサービス1(包括)	事業対象者・要支援1	※5回以上利用時に算定可	1798	70%	1月につき
A7	3702	予防型デイサービス2(包括)	要支援2	※9回以上利用時に算定可	3621	70%	
A7	3703	予防型デイサービス・定超(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること		1258	70%	
A7	3704	予防型デイサービス・人欠(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること		1258	70%	
A7	1701	予防型デイサービス・高齢者虐待防止措置未実施(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3701～3704と算定>	-18	70%	
A7	1702	予防型デイサービス・業務継続計画未策定(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3701～3704と算定>	-18	70%	
A7	1703	予防型デイサービス・同一建物減算(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3701～3704と算定>	-376	70%	
A7	3711	予防型デイサービス1(回数)	事業対象者・要支援1	※4回まで算定可	436	70%	1回につき
A7	3712	予防型デイサービス2(回数)	要支援2	※8回まで算定可	447	70%	
A7	3713	予防型デイサービス・定超(回数)	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可		305	70%	
A7	3714	予防型デイサービス・人欠(回数)	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可		305	70%	
A7	1711	予防型デイサービス・高齢者虐待防止措置未実施(回数)	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可	<3711～3714と算定>	-4	70%	
A7	1712	予防型デイサービス・業務継続計画未策定(回数)	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可	<3711～3714と算定>	-4	70%	
A7	1713	予防型デイサービス・同一建物減算(回数)	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可	<3711～3714と算定>	-94	70%	

◎加算

A7	3721	予防型デイサービス若年性認知症受入加算			240	70%	1月につき
A7	3722	予防型デイサービス生活機能向上グループ活動加算			100	70%	
A7	3724	予防型デイサービス口腔機能向上加算Ⅰ			150	70%	
A7	3725	予防型デイサービス口腔機能向上加算Ⅱ			160	70%	
A7	3726	予防型デイサービス生活機能向上連携加算Ⅰ	※ 3月に1回のみ算定可		100	70%	
A7	3727	予防型デイサービス生活機能向上連携加算Ⅱ			200	70%	
A7	3731	予防型デイサービス一体的サービス提供加算			480	70%	
A7	3733	予防型デイサービス事業所評価加算			120	70%	
A7	3734	予防型デイサービス栄養アセスメント加算			50	70%	
A7	3735	予防型デイサービス栄養改善加算			200	70%	
A7	3736	予防型デイサービス口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ	※ 6月に1回のみ算定可		20	70%	
A7	3737	予防型デイサービス口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱ	※ 6月に1回のみ算定可		5	70%	
A7	3738	予防型デイサービス科学的介護推進体制加算			40	70%	
A7	3741	予防型デイサービス提供体制強化加算Ⅰ(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3701～3704と算定>	88	70%	1月につき
A7	3742	予防型デイサービス提供体制強化加算Ⅱ(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3701～3704と算定>	72	70%	
A7	3743	予防型デイサービス提供体制強化加算Ⅲ(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3701～3704と算定>	24	70%	
A7	3744	予防型デイサービス提供体制強化加算Ⅰ(回数)	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可	<3711～3714と算定>	22	70%	1回につき
A7	3745	予防型デイサービス提供体制強化加算Ⅱ(回数)	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可	<3711～3714と算定>	18	70%	
A7	3746	予防型デイサービス提供体制強化加算Ⅲ(回数)	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可	<3711～3714と算定>	6	70%	

○処遇改善加算

A7	包括	3751	予防型デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅰイ1(包括)	利用定員が 19人以上の場合	※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3701～3704と算定>	201	70%	1月につき
A7		3752	予防型デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅰロ1(包括)		※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3701～3704と算定>	218	70%	
A7		3753	予防型デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅱイ1(包括)		※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3701～3704と算定>	198	70%	
A7		3754	予防型デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅱロ1(包括)		※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3701～3704と算定>	214	70%	
A7		3755	予防型デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅲ1(包括)		※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3701～3704と算定>	179	70%	
A7		3756	予防型デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅳ1(包括)		※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3701～3704と算定>	151	70%	
A7		3757	予防型デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅰイ2(包括)	利用定員が 19人未満の場合	※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3701～3704と算定>	212	70%	
A7		3758	予防型デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅰロ2(包括)		※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3701～3704と算定>	230	70%	
A7		3759	予防型デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅱイ2(包括)		※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3701～3704と算定>	208	70%	
A7		3760	予防型デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅱロ2(包括)		※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3701～3704と算定>	227	70%	
A7		3761	予防型デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅲ2(包括)		※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3701～3704と算定>	190	70%	
A7		3762	予防型デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅳ2(包括)		※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3701～3704と算定>	161	70%	
A7	回数	3771	予防型デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅰイ1(回数)	利用定員が 19人以上の場合	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可	<3711～3714と算定>	50	70%	1回につき
A7		3772	予防型デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅰロ1(回数)		※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可	<3711～3714と算定>	54	70%	
A7		3773	予防型デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅱイ1(回数)		※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可	<3711～3714と算定>	49	70%	
A7		3774	予防型デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅱロ1(回数)		※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可	<3711～3714と算定>	53	70%	
A7		3775	予防型デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅲ1(回数)		※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可	<3711～3714と算定>	44	70%	
A7		3776	予防型デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅳ1(回数)		※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可	<3711～3714と算定>	37	70%	
A7		3777	予防型デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅰイ2(回数)	利用定員が 19人未満の場合	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可	<3711～3714と算定>	52	70%	
A7		3778	予防型デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅰロ2(回数)		※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可	<3711～3714と算定>	57	70%	
A7		3779	予防型デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅱイ2(回数)		※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可	<3711～3714と算定>	51	70%	
A7		3780	予防型デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅱロ2(回数)		※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可	<3711～3714と算定>	56	70%	
A7		3781	予防型デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅲ2(回数)		※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可	<3711～3714と算定>	47	70%	
A7		3782	予防型デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅳ2(回数)		※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可	<3711～3714と算定>	40	70%	

(2)機能訓練デイサービス

サービスコード		サービス名称	算定項目		合成 単位数	給付 率	算定 単位
種類	項目						
A7	包括	3801 機能訓練デイサービス1(包括)	事業対象者・要支援1	※6回以上利用時に算定可	1798	70%	1月につき
A7		3802 機能訓練デイサービス2(包括)	要支援2	※11回以上利用時に算定可	3621	70%	
A7		1721 機能訓練デイサービス・高齢者虐待防止措置未実施(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること		<3801～3802と算定>	-18	70%
A7		1722 機能訓練デイサービス・業務継続計画未策定(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること		<3801～3802と算定>	-18	70%
A7	回数	3811 機能訓練デイサービス1(回数)	事業対象者・要支援1	※5回まで算定可	349	70%	1回につき
A7		3812 機能訓練デイサービス2(回数)	要支援2	※10回まで算定可	353	70%	
A7		1731 機能訓練デイサービス・高齢者虐待防止措置未実施(回数)	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで算定可		<3811～3812と算定>	-3	70%
A7		1732 機能訓練デイサービス・業務継続計画未策定(回数)	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで算定可		<3811～3812と算定>	-3	70%

◎加算

A7	3822	機能訓練デイサービス栄養アセスメント加算			50	70%	1月につき
A7	3823	機能訓練デイサービス栄養改善加算			200	70%	
A7	3824	機能訓練デイサービス一体的サービス提供加算			480	70%	
A7	3826	機能訓練デイサービス口腔機能向上加算Ⅰ			150	70%	
A7	3827	機能訓練デイサービス口腔機能向上加算Ⅱ			160	70%	
A7	3828	機能訓練デイサービス生活機能向上連携加算(Ⅰ)	※3月に1回のみ算定可		100	70%	
A7	3829	機能訓練デイサービス生活機能向上連携加算(Ⅱ)			200	70%	
A7	3840	機能訓練デイサービス科学的介護推進体制加算			40	70%	1月につき

○処遇改善加算

A7	包括	3851 機能訓練デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅰイ1(包括)	利用定員が 19人以上の場合	※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3801～3802と算定>	201	70%	1月につき
A7		3852 機能訓練デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅰロ1(包括)		※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3801～3802と算定>	218	70%	
A7		3853 機能訓練デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅱイ1(包括)		※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3801～3802と算定>	198	70%	
A7		3854 機能訓練デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅱロ1(包括)		※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3801～3802と算定>	214	70%	
A7		3855 機能訓練デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅲ1(包括)		※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3801～3802と算定>	179	70%	
A7		3856 機能訓練デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅳ1(包括)		※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3801～3802と算定>	151	70%	
A7		3857 機能訓練デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅰイ2(包括)	利用定員が 19人未満の場合	※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3801～3802と算定>	212	70%	
A7		3858 機能訓練デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅰロ2(包括)		※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3801～3802と算定>	230	70%	
A7		3859 機能訓練デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅱイ2(包括)		※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3801～3802と算定>	208	70%	
A7		3860 機能訓練デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅱロ2(包括)		※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3801～3802と算定>	227	70%	
A7		3861 機能訓練デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅲ2(包括)		※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3801～3802と算定>	190	70%	
A7		3862 機能訓練デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅳ2(包括)		※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3801～3802と算定>	161	70%	
A7	回数	3871 機能訓練デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅰイ1(回数)	利用定員が 19人以上の場合	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで算定可	<3811～3812と算定>	39	70%	1回につき
A7		3872 機能訓練デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅰロ1(回数)		※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで算定可	<3811～3812と算定>	42	70%	
A7		3873 機能訓練デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅱイ1(回数)		※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで算定可	<3811～3812と算定>	38	70%	
A7		3874 機能訓練デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅱロ1(回数)		※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで算定可	<3811～3812と算定>	42	70%	
A7		3875 機能訓練デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅲ1(回数)		※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで算定可	<3811～3812と算定>	35	70%	
A7		3876 機能訓練デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅳ1(回数)		※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで算定可	<3811～3812と算定>	29	70%	
A7		3877 機能訓練デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅰイ2(回数)	利用定員が 19人未満の場合	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで算定可	<3811～3812と算定>	41	70%	
A7		3878 機能訓練デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅰロ2(回数)		※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで算定可	<3811～3812と算定>	45	70%	
A7		3879 機能訓練デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅱイ2(回数)		※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで算定可	<3811～3812と算定>	41	70%	
A7		3880 機能訓練デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅱロ2(回数)		※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで算定可	<3811～3812と算定>	44	70%	
A7		3881 機能訓練デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅲ2(回数)		※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで算定可	<3811～3812と算定>	37	70%	
A7		3882 機能訓練デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅳ2(回数)		※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで算定可	<3811～3812と算定>	31	70%	

(3)ミニデイサービス

サービスコード		サービス名称	算定項目		合成 単位数	給付 率	算定 単位		
種類	項目								
A7	包括	3901 ミニデイサービス1(包括)	事業対象者・要支援1	※7回以上利用時に算定可	1798	70%	1月につき		
A7		3902 ミニデイサービス2(包括)	要支援2	※13回以上利用時に算定可	3621	70%			
A7		1741 ミニデイサービス・高齢者虐待防止措置未実施(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること			<3901～3902と算定>		-18	70%
A7		1742 ミニデイサービス・業務継続計画未策定(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること			<3901～3902と算定>		-18	70%
A7	回数	3911 ミニデイサービス1(回数)	事業対象者・要支援1	※6回まで算定可	289	70%	1回につき		
A7		3912 ミニデイサービス2(回数)	要支援2	※12回まで算定可	291	70%			
A7		1751 ミニデイサービス・高齢者虐待防止措置未実施(回数)	※週1回相当は6回まで、週2回相当は12回まで算定可			<3911～3912と算定>		-3	70%
A7		1752 ミニデイサービス・業務継続計画未策定(回数)	※週1回相当は6回まで、週2回相当は12回まで算定可			<3911～3912と算定>		-3	70%
A7		3921 ミニデイ入浴加算	※桜井市独自設定加算			50	70%	1回につき	
A7		3932 ミニデイサービス栄養アセスメント加算				50	70%	1月につき	
A7		3933 ミニデイサービス栄養改善加算				200	70%		
A7		3936 ミニデイサービス一體的サービスのサービス提供加算				480	70%		
A7		3937 ミニデイサービス口腔機能向上加算Ⅰ				150	70%		
A7		3938 ミニデイサービス口腔機能向上加算Ⅱ				160	70%		
A7		3939 ミニデイサービス科学的介護推進体制加算				40	70%		

○処遇改善加算

A7	包括	3951 ミニデイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅰイ1(包括)	利用定員が 19人以上の場合	※週2回相当利用時は2回分算定 すること	<3901～3902と算定>	201	70%	1月につき
A7		3952 ミニデイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅰロ1(包括)		※週2回相当利用時は2回分算定 すること	<3901～3902と算定>	218	70%	
A7		3953 ミニデイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅱイ1(包括)		※週2回相当利用時は2回分算定 すること	<3901～3902と算定>	198	70%	
A7		3954 ミニデイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅱロ1(包括)		※週2回相当利用時は2回分算定 すること	<3901～3902と算定>	214	70%	
A7		3955 ミニデイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅲ1(包括)		※週2回相当利用時は2回分算定 すること	<3901～3902と算定>	179	70%	
A7		3956 ミニデイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅳ1(包括)		※週2回相当利用時は2回分算定 すること	<3901～3902と算定>	151	70%	
A7		3957 ミニデイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅰイ2(包括)	利用定員が 19人未満の場合	※週2回相当利用時は2回分算定 すること	<3901～3902と算定>	212	70%	1月につき
A7		3958 ミニデイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅰロ2(包括)		※週2回相当利用時は2回分算定 すること	<3901～3902と算定>	230	70%	
A7		3959 ミニデイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅱイ2(包括)		※週2回相当利用時は2回分算定 すること	<3901～3902と算定>	208	70%	
A7		3960 ミニデイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅱロ2(包括)		※週2回相当利用時は2回分算定 すること	<3901～3902と算定>	227	70%	
A7		3961 ミニデイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅲ2(包括)		※週2回相当利用時は2回分算定 すること	<3901～3902と算定>	190	70%	
A7		3962 ミニデイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅳ2(包括)		※週2回相当利用時は2回分算定 すること	<3901～3902と算定>	161	70%	
A7	回数	3971 ミニデイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅰイ1(回数)	利用定員が 19人以上の場合	※週1回相当は6回まで、週2回相 当は12回まで算定可	<3911～3912と算定>	32	70%	1回につき
A7		3972 ミニデイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅰロ1(回数)		※週1回相当は6回まで、週2回相 当は12回まで算定可	<3911～3912と算定>	35	70%	
A7		3973 ミニデイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅱイ1(回数)		※週1回相当は6回まで、週2回相 当は12回まで算定可	<3911～3912と算定>	32	70%	
A7		3974 ミニデイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅱロ1(回数)		※週1回相当は6回まで、週2回相 当は12回まで算定可	<3911～3912と算定>	34	70%	
A7		3975 ミニデイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅲ1(回数)		※週1回相当は6回まで、週2回相 当は12回まで算定可	<3911～3912と算定>	29	70%	
A7		3976 ミニデイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅳ1(回数)		※週1回相当は6回まで、週2回相 当は12回まで算定可	<3911～3912と算定>	24	70%	
A7		3977 ミニデイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅰイ2(回数)	利用定員が 19人未満の場合	※週1回相当は6回まで、週2回相 当は12回まで算定可	<3911～3912と算定>	34	70%	
A7		3978 ミニデイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅰロ2(回数)		※週1回相当は6回まで、週2回相 当は12回まで算定可	<3911～3912と算定>	37	70%	
A7		3979 ミニデイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅱイ2(回数)		※週1回相当は6回まで、週2回相 当は12回まで算定可	<3911～3912と算定>	33	70%	
A7		3980 ミニデイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅱロ2(回数)		※週1回相当は6回まで、週2回相 当は12回まで算定可	<3911～3912と算定>	36	70%	
A7		3981 ミニデイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅲ2(回数)		※週1回相当は6回まで、週2回相 当は12回まで算定可	<3911～3912と算定>	31	70%	
A7		3982 ミニデイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅳ2(回数)		※週1回相当は6回まで、週2回相 当は12回まで算定可	<3911～3912と算定>	26	70%	

※ ミニデイ入浴加算は、桜井市が独自で設定する加算です。基本報酬と併せて事業対象者・要支援1は1,798単位、要支援2は3621単位を上限とします。

F 介護予防ケアマネジメントサービスコード表

(令和8年6月施行版)		サービス名称	算定項目	合成 単位 数	算定 単位
種類	項目				
AF	2100	介護予防ケアマネジメントA	介護予防ケアマネジメントA	442	1月につき
AF	2300	介護予防ケアマネジメントC	介護予防ケアマネジメントC	442	
AF	2501	初回加算	初回加算	300	
AF	2502	委託連携加算	委託連携加算	300	
AF	2601	高齢者虐待防止未実施減算	高齢者虐待防止未実施減算	-4	
AF	2602	業務継続計画未実施減算	業務継続計画未実施減算	-4	
AF	2701	介護職員等処遇改善加算Ⅰ	※2100から2602までの単位数の組合せにより、いずれかを選択	2501「初回加算」、2502「委託連携加算」のいずれも算定なしの場合 9	
AF	2702	介護職員等処遇改善加算Ⅱ		2501「初回加算」、2502「委託連携加算」のいずれか1項目のみ算定あり、かつ、2601「高齢者虐待防止未実施減算」、2602「業務継続計画未実施減算」のうち少なくとも1項目以上が算定ありの場合 15	
AF	2703	介護職員等処遇改善加算Ⅲ		2501「初回加算」、2502「委託連携加算」のいずれか1項目のみ算定あり、かつ、2601「高齢者虐待防止未実施減算」、2602「業務継続計画未実施減算」のいずれも算定なしの場合 16	
AF	2704	介護職員等処遇改善加算Ⅳ		2501「初回加算」、2502「委託連携加算」のいずれも算定ありの場合 22	